

平成25年12月24日（火曜日）

議事日程第4号

平成25年12月24日（火曜日）午前10時開議

- 第1. 追加提出議案の説明並びに質疑  
議案第240号から議案第243号まで 4件
- 第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
- 第3. 委員長審査報告
- 第4. 報告第21号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告
- 第5. 議案第182号 由利本荘市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第6. 議案第183号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 第7. 議案第184号 由利本荘市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第185号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第186号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第187号 由利本荘市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第188号 由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第189号 由利本荘市文化交流館条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第190号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第191号 由利本荘市保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第192号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第193号 由利本荘市高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条例案
- 第17. 議案第194号 由利本荘市牧野管理条例の一部を改正する条例案
- 第18. 議案第195号 由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案
- 第19. 議案第196号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第20. 議案第197号 由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例案
- 第21. 議案第198号 由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案
- 第22. 議案第199号 由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
- 第23. 議案第200号 由利本荘市公共住宅管理条例及び由利本荘市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第24. 議案第201号 由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

- 第25. 議案第202号 由利本荘市簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例案
- 第26. 議案第203号 由利本荘市下水道条例の一部を改正する条例案
- 第27. 議案第204号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第28. 議案第205号 由利本荘市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第29. 議案第206号 由利本荘市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案
- 第30. 議案第207号 由利本荘市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案
- 第31. 議案第208号 由利本荘市出羽伝承館条例の一部を改正する条例案
- 第32. 議案第209号 由利本荘市学習センター条例の一部を改正する条例案
- 第33. 議案第210号 由利本荘市ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案
- 第34. 議案第211号 由利本荘市セミナーハウス条例の一部を改正する条例案
- 第35. 議案第212号 由利本荘市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例案
- 第36. 議案第213号 由利本荘市レストハウス条例の一部を改正する条例案
- 第37. 議案第214号 由利本荘市体育館条例の一部を改正する条例案
- 第38. 議案第215号 由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案
- 第39. 議案第216号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案
- 第40. 議案第217号 由利本荘市射撃場条例の一部を改正する条例案
- 第41. 議案第218号 由利本荘市健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案
- 第42. 議案第219号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
- 第43. 議案第221号 農地農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第44. 議案第222号 由利本荘市営土地改良事業の経費の賦課徴収について
- 第45. 議案第223号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第46. 議案第224号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第47. 議案第225号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第48. 議案第226号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第49. 議案第227号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第50. 議案第228号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第51. 議案第229号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第52. 議案第230号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第53. 議案第231号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算（第16号）
- 第54. 議案第232号 平成25年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第55. 議案第233号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第5号）
- 第56. 議案第234号 平成25年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）
- 第57. 議案第235号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

- 第58. 議案第236号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第59. 議案第237号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第60. 議案第238号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第61. 議案第239号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第62. 議案第240号 由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第63. 議案第241号 由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第64. 議案第242号 公の施設の利用に関する協議について
- 第65. 議案第243号 平成25年度由利本荘市一般会計補正予算(第17号)
- 第66. 陳情第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情
- 第67. 陳情第11号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情
- 第68. 陳情第12号 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情
- 第69. 陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情
- 第70. 陳情第14号 介護職員の処遇改善を求める意見書提出についての陳情
- 第71. 陳情第15号 年金2.5%削減の中止を求める意見書提出についての陳情
- 第72. 継続審査について  
陳情第9号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情
- 第73. 追加提出議員発案の説明並びに質疑  
議員発案第9号 1件
- 第74. 議員発案第9号 由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 第1から第74までは議事日程第4号のとおり
- 第75. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑  
委員会発案第5号から委員会発案第8号まで 4件
- 第76. 委員会発案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第77. 委員会発案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 第78. 委員会発案第7号 介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について
- 第79. 委員会発案第8号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書の提出について

---

出席議員（26人）

1番	鈴木和夫	2番	三浦秀雄	3番	伊藤岩夫
4番	今野英元	5番	佐々木隆一	6番	湊貴信
7番	佐藤徹	8番	吉田朋子	9番	三浦晃
10番	高野吉孝	11番	渡部専一	12番	大関嘉一
13番	高橋和子	14番	伊藤順男	15番	渡部聖一
16番	高橋信雄	17番	井島市太郎	18番	佐藤勇
19番	渡部功	20番	佐藤讓司	21番	佐々木慶治
22番	長沼久利	23番	佐藤賢一	24番	梶原良平
25番	土田与七郎	26番	村上亨		

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川裕	教育長	佐々田亨三
企業管理者	藤原秀一	総務部長	阿部太津夫
企画調整部長	伊藤篤	市民福祉部長	大庭司
農林水産部長	三浦徳久	商工観光部長	渡部進
建設部長	木内正勝	矢島総合支所長	佐藤晃一
岩城総合支所長	渡部昭	由利総合支所長	庄司昭一
東由利総合支所長	佐々木喜隆	西目総合支所長	佐々木政徳
鳥海総合支所長	高橋建	教育次長	佐藤一喜
消防長	佐々木輝一		

---

議会事務局職員出席者

局長	三浦清久	次長	高橋知哉
書記	佐々木紀孝	書記	小松和美
書記	佐々木健児	書記	今野信幸

---

午前 9時58分 開 議

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は26名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもつ

て進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第240号から議案第243号までの4件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

初めに、諸般の報告を申し上げます。

1点目として、灯油購入費の助成についてであります。

灯油価格につきましては高騰が続いており、市民生活に与える影響が大きいものと認識しております。今後、価格がさらに高騰することが予想されることから、市といたしましては低所得者世帯の経済的負担軽減を図るため、灯油購入費の助成を行うことといたしました。

次に、東京医科大学への寄附講座の設置についてであります。

消化器がん多発地域となっている由利本荘・にかほ地域における早期診断、治療体制の構築を目指し、にかほ市と共同で由利組合総合病院を研究拠点とする東北「由利本荘・にかほ地域」消化器がん研究寄附講座を、平成26年度から3年間にわたり、東京医科大学に設置するものであります。

次に、「市道猿倉花立線」土砂崩落技術調査委員会についてであります。

本定例会初日の諸般の報告において、第1回の委員会を年内に開催すべく準備を進めている旨、御報告しておりましたが、このたび、学識経験者などからなる6名の委員が決まり、あす第1回の委員会を開催いたします。

今回の委員会では、土砂崩落の概要や経緯を説明し、現場の視察を行い、今後の委員会の進め方などについて、委員より御意見をいただく予定となっております。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、条例関係2件、補正予算1件、その他1件の計4件であります。

初めに、条例関係についてであります。

議案第240号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは、秋田県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、55歳を超える職員の昇給等に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第241号ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは、本荘中央地区土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第242号公の施設の利用に関する協議についてありますが、これは、由利本荘市立保育所を愛知県小牧市が保育を実施する児童に使用させるため、公の施設の利用に関する協議について、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第243号一般会計補正予算（第17号）についてであります。

補正の内容といたしましては、民生費では、灯油価格の高騰が続いているため、非課税世帯の高齢者などを対象に、灯油購入代を助成する費用の追加、農林水産業費では、矢島家畜ふん尿処理施設で使用している堆肥運搬車が12月5日に故障したことにより、運搬車購入費を追加、土木費では、市道猿倉花立線の土砂崩落に伴い設置した土砂崩落技術調査委員会の委員が決定したことにより、関連する経費の組みかえ、災害復旧費では、11月25日に被災した鳥海地域の市道亀森線や、12月3日までの降雨により地すべりが発生した市道鳥海線の災害復旧に要する公共土木施設災害復旧事業費を追加しようとするものであります。

これらの財源としては、繰越金を充て、5,499万1,000円を追加し、補正後の予算総額を503億4,047万9,000円にしようとするものであります。

以上が、本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第240号から議案第243号までの4件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩します。

午前10時06分 休 憩

午前10時07分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第240号から議案第243号までの4件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩します。

午前10時08分 休 憩

午前11時28分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、これより報告第21号、議案第182号から議案第219号まで、議案第221号から議案第243号まで及び陳情第9号から陳情第15号までの計69件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

○総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め、専決処分報告1件、条例関係8件、補正予算3件、その他1件、陳情1件の計14件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第21号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款であります。

これは、去る11月21日に発生した市道猿倉花立線の土砂崩落に伴い、土砂崩落技術調査委員会に係る経費など、歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を666万円追加したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係の案件であります。

議案第182号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

また、当局より、職種としては情報通信技術専門職、ICT推進監などを想定しており、今後、大規模な市の情報システムの更新や情報システムに係る各種指針及び計画等の整備などを控えていることから、これらの情報推進体制の課題に取り組むために、情報分野に専門的な知識と経験を有する職員を任期付で採用したい旨の説明を受けております。

以上、御報告いたしました条例の制定につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案であります。これは、平成26年4月からの消費税率の改定に伴い、行政財産使用料徴収に係る率及び各施設の使用料の額等を改めるため、本条例案においては、消費税率に関する部分のみ改定が必要な83の施設等の条例について、一括で条例の一部を改正しようとする条例案であります。

使用料等の改定内容は消費税率5%から8%へ移行する分を反映させようとするものですが、使用料の計算方法は、現行料金を現在の消費税率1.05で割り返し、その額に新しい消費税率1.08を掛けたものが新料金となり、新料金と現行料金の差額が5円以上10円未満の場合は10円に切り上げとし、10円以上料金が上昇する場合に条例改正の対象とするとしております。

例を挙げますと、現行料金が300円の場合、新料金では310円、500円の場合は510円でそれぞれ10円のアップ、1,000円の場合は1,030円で30円アップ、2,000円の場合は2,060円で60円アップ、3,000円の場合は3,090円で90円アップとなるものです。仮に現行料金が100円の場合は、試算しますと102.86円となり、差額が5円未満で切り上げとならず、

料金上昇分が10円未満のため改定の対象外となり、料金は100円が変わらないものです。

また、使用料金の区分に半日、1日、それぞれの設定がある場合や、回数券を設けている場合などは、さきに申し上げた計算の後、料金区分間の整合性を図るため若干の料金調整を行っている場合もありますので申し添えます。

なお、この条例案の施行日は平成26年4月1日にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました条例案につきましては提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第184号諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方税の延滞金等の利率の見直しに合わせ、諸収入金に係る延滞金の利率の見直しを行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第185号税条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税の公的年金からの特別徴収に関する規定などを改正するほか、入湯税において日帰り利用で利用料金が1,000円以下の者を課税免除する新たな規定の追加や、生活保護受給者の固定資産税の減免手続の簡略化など、市民福祉の向上を図るため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第187号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除にかかわる減収補てん措置の適用期間延長に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第188号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘地域の三ツ方森地区における移動通信用鉄塔施設の基地局整備に伴い、条例別表に加えるため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第189号文化交流館条例の一部を改正する条例案であります。これは、さきに御報告申し上げました議案第183号と同様に、消費税率の改定に伴い文化交流館カダーレの施設使用料の額等を改めるほか、附属設備及び備品に係る使用料の納付時期や、使用者が入場料を徴収したり商業活動等の目的で使用する場合の使用料に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例案の施行日は平成26年4月1日にしようとするものであります。

以上、御報告いたしました5件の条例改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第223号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、矢島インフォメーションセンターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

同センターは、鳥海山ろく線の駅舎機能を有しており、これまで指定管理者として実績のある由利高原鉄道株式会社を、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間で指定期間として指定するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第231号一般会計補正予算（第16号）であります。当常任委員会に審査付託に

なりましたのは、歳入では12款から16款及び18款から21款、歳出では1款、2款、地方債の追加及び変更であります。

職員人件費を除き、その主な内容について御報告申し上げます。

まず、歳入についてであります。12款分担金及び負担金では、財産区議会議員及び土地改良区総代選挙費負担金の増額、13款使用料及び手数料では、移動通信用鉄塔設備使用料の増額、14款国庫支出金では、地域の元気臨時交付金の増額及び参議院議員通常選挙費委託金の減額、15款県支出金では、地籍調査事業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入では、本荘地域大町の市有地等に係る土地建物貸付収入の増額及び由利橋仮橋鋼材に係る物品売払収入の追加などであります。

18款繰入金では、民有林整備促進事業に充当するための地域雇用創出推進基金繰入金の追加、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての前年度繰越金の増額であります。

20款諸収入では、公用車に係る自動車損害共済金として保険収入の追加であります。

21款市債では、矢島総合支所改築に係る庁舎等整備事業債の追加のほか、精査による由利高原鉄道運営支援事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。1款議会費では、欠員による3.5カ月分の議員報酬の減額が主なものであります。

2款総務費では、1項総務管理費において、地域の元気臨時交付金基金費の増額、市有財産等管理費の減額、情報センター特別会計への繰出金の増額、矢島総合支所改築に伴う実施設計委託料の追加、次期市総合計画策定に係るまちづくり協議会費の増額、丸亀市との友好都市協定・災害時相互援助協定の締結記念事業に係る地域間交流事業費の追加などが主なものであります。

2項徴税费では、事業費確定による賦課徴収費の減額、4項選挙費では、参議院議員通常選挙事務費の減額及び財産区議会議員一般選挙事務費等の増額、5項統計調査費においては、商業統計ほか各調査費等の増額が主なものであります。

また、地方債補正では、庁舎等整備事業債について起債限度額を設定するほか、公共土木施設災害復旧事業など3事業において起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第234号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。これは、一般管理費において電気料金の改定に伴う光熱水費の増額、伝送路支障移転・火災被害復旧修繕料の追加などが主なものであります。その財源としては、衛星放送視聴料、火災・落雷被害等に係る保険収入及び一般会計繰入金などを充当するものであり、歳入歳出それぞれ984万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億971万2,000円にしようとするものであります。

以上、報告いたしました2件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第240号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、秋田県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、

55歳を超える職員の昇給等に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

当局よりこれまでの経緯について説明を受けておりますが、平成24年の国の人事院勧告では、50歳代後半層において官民の格差が残っていることと、世代間の給与配分を適正化する観点から、給与水準の上昇を抑えることを目的に、55歳を超える職員について標準の勤務成績では昇給停止を内容とする勧告がなされ、本年6月、平成26年1月1日施行による改正案が成立しております。昨年、秋田県人事委員会においても、国の人事院勧告に準じ、同内容の昇給停止を勧告、また、来年1月施行の改正案成立を受け、平成25年の人事委員会勧告において、国に倣って速やかに措置するよう勧告したものであります。

これらの経緯を踏まえ、55歳を超える一般職の職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずる規定に改めようとするものであります。

なお、この条例案の施行日は、平成26年4月1日にしようとするものであります。

以上、御報告いたしました条例の一部改正につきましては、職員労働組合との交渉を経て合意に至り、本日の提案となったものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第243号一般会計補正予算（第17号）であります。これは歳入19款繰越金において、当該補正予算の歳出に係る一般財源分として、前年度繰越金を5,499万1,000円増額しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第10号2014年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情であります。これは地方自治の確立の観点から、2014年度における地方財政の充実・強化が図られるよう対策を講じることなどについて、国に対して意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情につきましては、慎重に審査した結果、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長報告を続行いたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

○教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、本日追加提出された案件を含め、条例関係19件、補正予算5件、その他3件、陳情

5件の計32件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります  
が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係について御報告申し上げますが、議案第193号、第210号、第212号  
及び第214号から第219号までにつきましては、平成26年4月からの消費税率改定に伴い、  
使用料の額を改めるために条例の一部を改正しようとする内容を含むものであり、その  
考え方等につきましては、議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条  
例の整理に関する条例案に係る総務常任委員長の報告のとおりでありますので、これら  
の議案につきましては、そのほかの主な内容について御報告申し上げます。

議案第186号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります  
が、これは、地方税法の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定  
公社債の利子が対象に追加されたことなどに伴い、規定の整備を行うため条例の一部を  
改正し、平成29年1月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第190号後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例案につ  
いてであります  
が、これは、地方税法の改正により、地方税に係る延滞金の利率が引き下げ  
になったことに伴い、延滞金等の利率の見直しを行うため条例の一部を改正し、平成26  
年1月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第191号保育所設置条例の一部を改正する条例案及び議案第192号学童保育  
施設条例の一部を改正する条例案についてであります  
が、これは、現在指定管理者にお  
いて運営している道川保育園及び道川学童保育施設を民間移管することに伴い、条例の  
一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第193号高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条  
例案についてであります  
が、これは入湯税の課税免除の規定の見直しに伴い、使用料の  
額を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第206号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案につ  
いてであります  
が、これは、本荘中央地区土地区画整理事業に関連する字の区域及び名称の変  
更などの事由により、本荘及び矢島消防署の管轄区域を改めるため条例の一部を改正し、  
同事業に係る換地処分の公告があった翌日から施行しようとするものであります。

次に、議案第207号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案につ  
いてであります  
が、これは、来年4月に開校を迎える岩城小学校には調理室を設置しないことから、  
現在の亀田小学校調理室を改修し、新たに岩城学校給食センターを設置するため、条例  
の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第208号出羽伝承館条例の一部を改正する条例案についてであります  
が、これは使用料の規定を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第209号学習センター条例の一部を改正する条例案につ  
いてであります  
が、これは、旧鮎川小学校校舎を活用し鮎川学習センターを設置するため、条例の一部を改  
正しようとするものであります。

次に、議案第210号ボートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案につ  
いてであります  
が、これは水と川のミュージアムの入場料を無料とするため、条例の一部  
を改正しようとするものであります。

次に、議案第211号セミナーハウス条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘地域桜小路のセミナーハウスについて使用料の規定を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第212号B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案についてであります。これは由利地域及び西目地域の海洋センターについて、体育館を半面使用する場合の使用料の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第213号レストハウス条例の一部を改正する条例案についてであります。これは大内地域長坂スキー場のレストハウスについて、使用料の規定を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第214号体育館条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、来年3月をもって閉校となる亀田小学校の体育館及び鳥海トレーニングセンターを同条例に追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。なお、亀田小学校体育館については、高城体育館として追加し、附則において鳥海トレーニングセンター条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第215号岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、岩城地域の多目的屋内体育施設について使用料を他の屋内ゲートボール場と同一にするほか、減免基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第216号運動公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、石沢川河川敷運動公園を廃止するほか、大内地域の葛岡広場グラウンドゴルフ場の使用料を無料とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第217号射撃場条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、鳥海射撃場使用料の減免基準を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第218号健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは小友地区及び東由利地域の健康増進センターについて、アリーナを半面使用する場合の使用料の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第219号都市公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、光風園相撲場の使用料区分及び額に関する規定の整備のほか、遊泳館及び西目カントリーパーク多目的広場の使用料にそれぞれ年間パスポートやシーズン券の規定を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案第191号から議案第193号まで、及び議案第207号から議案第219号までにつきましては、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました19件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第224号及び議案第230号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これらは平成26年4月1日から平成30年3月31日までの期間、各施設の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第224号につきましては、各地域のデイサービスセンターなど市民福祉部の所管

に係る13施設について、議案第230号につきましては鳥海射撃場について、指定管理者選定委員会の審議を経て、これまでの実績がある市社会福祉協議会、矢島恵育会、鳥海射撃協会をそれぞれ指定しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第231号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款から15款、17款、18款、20款と、歳出2款から5款、7款、9款、10款であります。

初めに、歳入についてであります。13款使用料及び手数料は指定収集袋によるごみ処理手数料の追加が主なものであります。

14款国庫支出金並びに15款県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金及び障がい者医療費負担金の追加が主なものであります。

17款寄附金は、レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定寄附金の追加であります。

18款繰入金は、医師確保奨学資金貸付基金繰入金の減額であります。

20款諸収入は、広域市町村圏組合分担金精算金及び豪雪対応地域福祉特別対策事業交付金の追加が主なものであります。

次に、歳出についてであります。人件費以外の主な部分について御報告申し上げます。

2款総務費は、交通安全対策費の追加が主なものであります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、障がい者総合支援費における介護給付費・訓練等給付費の追加が主なものであります。また、2項児童福祉費においては、放課後児童対策事業費及び各保育園運営費の追加が主なものであります。3項生活保護費においては、平成24年度国庫負担金精算還付金の追加であります。

4款衛生費は、1項保健衛生費において、太陽光発電システム設置費補助金に係る地球温暖化対策事業費の追加並びに医師確保奨学資金貸付金の減額が主なものであります。また、2項清掃費において、リサイクル施設運営負担金の精算返還金のほか、本荘及び矢島鳥海清掃センター等の管理費の追加が主なものであります。

5款労働費は、勤労青少年ホーム管理費の追加であります。

7款商工費は、消費者保護対策事業費の追加であります。

9款消防費は、消防車燃料費や消防団員への費用弁償など、消防対策費及び消防団活動費の追加が主なものであります。

10款教育費は、1項教育総務費において、岩城小学校スクールバス車庫用地の測量に係る経費など、スクールバス運行事業費の追加が主なものであります。また、2項小学校費においては、各学校における光熱水費の追加、並びに事業費確定に伴う児童等健診事業費の減額が主なものであります。3項中学校費においては、各学校における光熱水費及び各種修繕に係る経費の追加が主なものであります。5項社会教育費においては、各社会教育施設及び各公民館の管理運営費の追加が主なものであります。6項保健体育費においては、市総合体育館等の体育施設管理費や維持費の追加のほか、由利高校バレーボール部等の全国大会出場決定に伴う補助金の追加が主なものであります。

以上、御報告申し上げます。一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、

原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、教育委員会の所管に係る審査の過程において、児童生徒の皆さんの全国大会出場等、運動面や文化面での活躍が報告されました。各委員より、本市の宝であり次代を担う子供たちの頑張りと、それをサポートする教育委員会を最大限評価したい旨の意見がありましたので申し添えます。

次に、議案第232号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては前年度繰越金の追加、歳出では、一般被保険者高額療養費及び額確定に伴う平成24年度療養給付費等負担金精算返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億5,386万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を100億132万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第233号診療所運営特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入においては一般会計繰入金金の追加、歳出では各診療所運営に係る人件費等の追加が主なものであります。

また、債務負担行為として、老朽化した医療機器を更新するための購入費を今年度から来年度までの期間、2,000万円を限度額として追加しようとするものであり、歳入歳出それぞれ219万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4億4,543万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第235号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては前年度繰越金の追加、歳出では、光熱水費など鳥寿苑及び東光苑の一般管理費の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ235万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億4,129万8,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の特別会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

初めに、議案第242号公の施設の利用に関する協議についてであります。これは、愛知県小牧市から、本市の市立保育所への広域入所の申し込みがあったことから、同市との間において由利本荘市立保育所の使用に関する協定を締結しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第243号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出3款及び債務負担行為の追加であります。

初めに、歳出についてであります。3款民生費、1項社会福祉費において、福祉灯油購入費助成に係る経費の追加であり、これは、灯油価格の高騰が続いていることから、住民税非課税の高齢者のみの世帯などを対象として、1世帯当たり5,000円を助成しようとするものであります。

次に、債務負担行為として、東北「由利本荘・にかほ地域」消化器がん研究寄附講座寄附金の追加であります。

これは、消化器がん多発地域となっている由利本荘・にかほ地域における早期診断、治療体制の構築を目指し、にかほ市と共同で、由利組合総合病院を研究拠点とする寄附講座を、平成26年度から3年間にわたり東京医科大学に設置するため、協定締結の今年度を含む債務負担行為を、4,200万円を限度額として追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情第9号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情であります。これは原爆被害者に対する国の償い、補償などを明文化する法改正などについて、国への意見書提出を求める陳情であります。原爆被爆者を取り巻く状況の調査などのため、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情であります。これは、医療・介護の保険料の引き下げや、低所得者などへの減免制度拡充、社会保障制度改革推進法の廃止などについて、国への意見書提出を求める陳情であります。採択すべきとの意見や、現役世代の負担を考えると不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第13号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情であります。これは、看護師などの労働環境を改善すること、医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすことなどについて、国及び秋田県への意見書提出を求める陳情であり、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第14号介護職員の処遇改善を求める意見書提出についての陳情であります。これは、介護職員の賃金改善の施策拡充などについて、国への意見書提出を求める陳情であり、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第15号年金2.5%削減の中止を求める意見書提出についての陳情であります。これは、今月支給分から3年間かけて段階的に実施される年金の2.5%削減に関し、その中止について国への意見書提出を求める陳情であります。採択すべきとの意見や、現役世代とのバランスを考えると不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に一言申し上げます。

先月発生いたしました市道猿倉花立線の土砂崩落につきましては、残念ながら作業員5名の皆様のとおり命が失われることとなり、謹んでお悔やみを申し上げます。天候が安定せず、危険もあった過酷な現場状況の中、雨に打たれ泥をかぶりながらも、連日連夜懸命に捜索作業に当たられました消防団員並びに市消防本部職員の皆様に対しまして、消防行政を所管いたします当常任委員会の委員一同、深く敬意と感謝の思いを伝えさせていただきながら、以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤讓司君。

【産業経済常任委員長（佐藤讓司君）登壇】

○産業経済常任委員長（佐藤讓司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係5件、補正予算2件、その他6件、陳情1件の計14件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりでありま

すが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正についてであります。議案第194号から議案第198号までにつきましては、平成26年4月からの消費税率改定に伴い、使用料の額を改めるために条例の一部を改正しようとする内容を含むものであり、議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案に係る総務常任委員長の報告のとおりでありますので、そのほかの主な内容について御報告申し上げます。

議案第194号牧野管理条例の一部を改正する条例案であります。これは、朴ノ木沢牧場を閉鎖し牧野として採草利用に供するほか、採草料の見直しに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第195号畜産センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、施設の名称や業務の変更及び採草料の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第196号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、公の施設の見直し計画に伴い、新上条集落センター及び町村集落センターを用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、用途廃止する各施設については、今後新上条町内会及び町村町内会へ譲渡を予定するものであります。

次に、議案第197号市営スキー場条例の一部を改正する条例案であります。これは、今年度で営業を終了する鳥海オコジョランドスキー場を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第198号鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案であります。これは、入湯税の課税免除規定の見直しに伴い、各温泉施設等の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案第194号、議案第195号、議案第197号及び議案第198号につきましては、その施行日を平成26年4月1日からにしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例の一部改正につきましては、消費税増税に対する反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第221号農地農業用施設災害復旧事業の施行についてであります。これは、9月の台風18号の通過による豪雨により被災した大内地域の農業用ため池において、概算事業量は土砂の撤去3,000立方メートル、堤体復旧工60メートル、概算事業費は1億7,700万円として、市営の災害復旧事業として施行するため、土地改良法の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第222号市営土地改良事業の経費の賦課徴収についてであります。これは、ただいま御報告申し上げました議案第221号の事業に係る設計等経費の受益者負担として、分担金の賦課基準、徴収時期及び徴収方法について、関係条例の規定により議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第225号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、公

の施設の見直し計画に伴い指定管理者制度を導入予定である、ゆり高原ふれあい農場についての案件であります。指定管理者を公募し、1法人からの応募があり、選定委員会の審議結果に基づき、指定管理者を株式会社ゆりファーム、指定期間を平成26年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

次に、議案第226号から議案第228号までも、公の施設の指定管理者の指定についてであります。今年度末で指定期間が満了となる大内地場産業振興施設ほか32施設について、選定委員会での審議結果に基づき、指定管理者を株式会社大内町交流センターほか18法人等として、平成26年4月1日から4カ年指定しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の公の施設の指定管理者の指定につきましては、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第231号一般会計補正予算（第16号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款、15款、16款、20款、21款、歳出では6款、7款、11款及び債務負担行為の追加であります。

まず、歳入であります。

12款分担金及び負担金につきましては、農地農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金の追加であります。

15款県支出金につきましては、農地農業用施設災害復旧事業の現年度分に係る補助金の追加であります。

16款財産収入につきましては、大内地域の県営治山事業に係る支障木売払収入の追加であります。

20款諸収入につきましては、西目地域の支障木伐採に係る市有林伐採補償費及び本荘地域石脇の貸し工場における電気利用収入の追加が主なものであります。

21款市債につきましては、農地農業用施設災害復旧事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、委託金の確定による農業者年金業務受託事業費の追加が主なものであります。3目農業振興費では、実績及び実施見込みの確定による農業夢プラン実現事業費補助金の減額、及び農地集積の協力者に対して交付する農地集積協力金の追加が主なものであります。4目農業施設費では、岩城地域第三セクター合併支援補助金の追加が主なものであります。6目畜産業施設費では、ゆり高原ふれあい農場で使用する車両類のスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等消耗品購入のための需用費の追加が主なものであります。7目農地費では、大内地域の用排水路整備事業の次年度実施に伴う農業水利施設長寿命化対策支援事業費負担金の減額が主なものであります。

2項林業費につきましては、2目林業振興費では、事業面積の増加に伴い民有林造林促進事業費補助金、及び松くい虫防除対策事業費枠の追加による森林病虫害等対策事業費の追加であります。

3項水産業費につきましては、3目漁港漁場費では、松ヶ崎漁港のしゅんせつ土砂飛び砂対策に係る漁港漁場管理費の追加であります。

7款商工費、1項商工費につきましては、3目工業振興費では、本荘地域石脇の貸し工

場の入居者が決定したことに伴い、駐車場整備をするための貸し工場管理費の追加が主なものであります。5目観光費では、東アジア訪日観光推進補助金の追加が主なものであります。6目観光施設費では、スノーモービル購入に係るやまゆり運営費、ソメイヨシノのテングス病対策に係る八塩いこいの森運営費、及び道の駅岩城の空調施設修繕に係る道の駅施設等運営費の追加が主なものであります。

11款災害復旧費では、9月の台風18号の通過による豪雨により被災した大内地域の農業用ため池復旧に係る農地農業用施設災害復旧事業費の追加であります。

続いて、債務負担行為の追加であります。

初めに、平成26年度果樹産地再生支援資金利子助成補助金であります。これは、将来にわたる産地の維持・発展のための必要な資金に対する利子助成補助金であり、期間を平成26年度から40年度までの15カ年、限度額を5万9,000円として設定するものであります。

次に、新規雇用奨励助成金であります。これは、今年度も実施している新規学卒者の常用雇用の確保のための新規雇用奨励助成制度について、助成対象期間を1年間延長するため、限度額を平成26年度において3,000万円として設定するものであります。

次に、雇用支援対策助成金であります。これは、市内の求職者を中途採用する事業所に対する助成制度について、助成対象期間を1年間延長するため、限度額を平成26年度において1,000万円として設定するものであります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第243号一般会計補正予算（第17号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出6款であります。

6款農業水産費、1項農業費につきまして、6目畜産業費では、矢島家畜ふん尿処理施設で使用する平成11年導入の堆肥運搬車が、経年劣化による荷台の破損により使用不能となったため、運搬車購入費を追加するものであります。

以上、御報告申し上げます。2件の補正予算につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情についてであります。

陳情第11号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情であります。これは、解雇や雇いどめを規制し、安定した雇用の実現など3項目についての意見書を国に提出することを求めるものであり、労働者及び使用者双方の観点から慎重に審査した結果、その願意は妥当であるとし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。22番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

○建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め、専決処分報告1件、条例関係8件、補正予算6件、その他1件の計16件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。

が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第21号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款であります。

これは、1項土木管理費において、去る11月21日に市道猿倉花立線の工事現場で発生し、5名の作業員の方が亡くなられた土砂崩落の原因調査及び復旧対策検討のため、専門家で組織する「市道猿倉花立線」土砂崩落技術調査委員会に係る運営費666万円を追加したものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

続いて、条例関係についてであります。議案第201号から第205号までにつきましては、法律に基づく平成26年4月からの消費税率改定に伴い、使用料及び料金を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであり、その考え方等につきましては、議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案に係る総務常任委員長の報告の内容と重複しますので、これらの議案につきましては、そのほかの主な内容について御報告申し上げます。

議案第199号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、市営住宅の新築、建てかえ等及び本荘中央地区土地区画整理事業の施行に伴い、名称及び位置等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第200号公共住宅管理条例及び特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案及び議案第201号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、当該住宅の入居資格の整理により、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第204号ガス供給条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、消費税率の改定及び租税特別措置法に地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が設けられたことによる平成26年4月からの石油石炭税の税率改定により、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、消費税率改定関連の改正を含め、7件の条例の一部改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第229号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、今年度末で指定管理期間が満了する8カ所の水道施設の管理について、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間、各指定管理者を指定するものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてであります。

議案第231号一般会計補正予算（第16号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款及び21款、歳出では4款、6款、8款及び11款であります。

初めに、歳入についてであります。事業費精算見込みにより、14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金の減額、21款市債では公共土木施設災害復旧事業債の減額であります。

次に、歳出についてであります。4款衛生費、3項水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加、6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の減額であります。

8 款土木費では、人事異動等に伴う職員人件費のほか、2 項道路橋梁費において、2 目道路維持費では、重機借上料等の道路維持経費、街路灯の維持管理経費の追加が主なものであります。3 目除排雪費では、車両機械等の修繕料及び過去の実績をもとにした除雪委託料等の冬季交通等確保事業費の追加が主なものであります。

4 目道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業費の精算見込みによる事業費組みかえであります。5 目橋梁新設改良費では、由利橋仮橋橋梁鋼材を約3,800万円で売却したことに伴い、その収入について社会資本整備総合交付金事業の交付率6割分を国庫に返納するため、精算還付金を追加するものであります。

5 項都市計画費においては、下水道事業特別会計への繰出金の減額のほか、都市計画審議会の委員報酬、旅費及び公園管理費における電気料の追加が主なものであります。

6 項住宅費においては、公営住宅の維持管理経費の追加であります。

11 款災害復旧費では、2 項公共土木施設災害復旧費において、事業費の精算見込みによる減額、及び11月に発生した豪雨災害による13カ所の復旧事業費の追加が主なものであります。

次に、議案第236号下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の追加であります。

歳出においては、職員人件費の追加のほか、処理施設の薬品代及び電気料等需用費の追加、運転管理業務の精算見込みによる委託料の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ604万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を27億1,561万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第237号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金、道路工事関連補償費及び下水道事業債の減額であります。

歳出においては、職員人件費の追加のほか、処理施設の薬品代及び電気料等需用費の追加、運転管理業務の精算見込みによる委託料及び大内地域単道道路事業延期による下水道管移設補償工事費の減額が主なもので、歳入歳出それぞれ4,605万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を19億1,960万2,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。農業集落排水事業の起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第238号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金、前年度繰越金の追加及び水道施設整備費補助金、水道管移設補償費の減額であります。

歳出においては、職員人件費の追加のほか、浄水場の薬品代及び電気料等需用費の追加、運転管理委託業務の精算見込みによる委託料及び水道管移設工事費精算による工事請負費の減額、大内第三簡易水道整備事業費の組みかえが主なもので、歳入歳出それぞれ827万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億2,547万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第239号ガス事業会計補正予算（第4号）についてであります。ガスの売り上げの増加に伴い、収益的収入において、ガス料金を4,808万7,000円追加し、ガス事業収益の総額を12億524万8,000円に、支出においては、原料費を3,211万2,000円追加

し、ガス事業費用の総額を10億9,685万4,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました一般会計、特別会計及び企業会計計5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件について御報告申し上げます。

議案第241号ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、本荘中央地区土地区画整理事業の施行に伴い、名称及び位置等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議案第243号一般会計補正予算（第17号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出8款及び11款であります。

歳出8款土木費では、1項土木管理費において、「市道猿倉花立線」土砂崩落技術調査委員会費について、委員決定に伴う運営費精査による組みかえであります。

11款災害復旧費では、2項公共土木施設災害復旧費において、現年補助災害では、12月に被災した市道鳥海線の地すべり調査委託料及び仮道拡幅工事に係る経費の追加であり、単独災害では、現在通行どめとなっている市道亀森線の調査測量委託に係る経費の追加であります。

以上、御報告申し上げました一般会計補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、報告・議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第4、報告第21号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告を議題といたします。

総務、建設各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第21号は、承認することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第5、議案第182号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第182号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第6、議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 討論の前に、本日追加提出の補正予算に福祉灯油助成があり、これには住民税非課税低所得世帯などに1世帯5,000円、約4,200世帯を対象に2,100万円ほどが計上されております。この件では、私どもは県知事要請もしましたし、今議会の一般質問でもただしました。市民目線で行動する市長として早速予算措置されました。該当する市民の皆さんからは大変喜ばれることでしょうか。市長、当局の姿勢を高く評価するものであります。

議案第183号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案への反対討論であります。

この議案は、来年4月からの消費税増税を国が決めたことに伴う条例改正であり、市当局にはいささかの責任もないことをまず明言しておきます。

消費税率5%から8%への増税は、総額8兆円にも上る巨額の負担を国民に押しつける暴挙であります。物価を上昇させ、国民の消費を冷え込ませて、暮らしと経済に壊滅的な打撃を与えます。しかも、その後には再来年10月から消費税率をさらに10%に引き上げる大增税が待ち構えております。消費税の増税を押しつける一方、大企業の法人税

を減税するなど論外であります。それに、消費税増税との一体改革と称した医療、介護、年金など社会保障の改悪であります。中でも財界向けに復興特別法人税を1年前倒して廃止し、来年3月いっぱい打ち切る、これは総額8,000億円もの減税であります。

震災発生から1,000日過ぎても、被災地の復興は進まず、避難生活の長期化など被災者の置かれた状態はますます深刻であります。被災者支援を強めることこそが重要なのに、大企業が復興から手を引くことは国民は到底納得できません。被災者の気持ちを文字どおり逆なでするものであります。

消費税増税を強行し、国民に負担を押しつけ、消費税をほとんど負担しない財界大企業に大盤振る舞いするのでは、消費をさらに冷え込ませ、日本経済、地域経済も財政も破綻させることになるでしょう。4月からの消費税増税は中止し、本末転倒の大企業優遇はやめるべきであります。

なお、本議案以外の消費税関連の条例改正案にも反対しますが、討論は省略させていただきます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第183号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第7、議案第184号諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第185号税条例の一部を改正する条例案の2件を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第184号及び議案第185号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第9、議案第186号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第186号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第10、議案第187号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第188号移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案の2件を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第187号及び議案第188号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第12、議案第189号文化交流館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第189号は、原案のとおり可決

されました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） 日程第13、議案第190号後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例案から、日程第15、議案第192号学童保育施設条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第190号から議案第192号までの3件は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） 日程第16、議案第193号高齢者コミュニティセンター伝兵衛湯荘条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第193号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（鈴木和夫君） 日程第17、議案第194号牧野管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第194号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第18、議案第195号畜産センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第195号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第19、議案第196号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第196号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第20、議案第197号市営スキー場条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第197号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第21、議案第198号鶴舞温泉及び休養施設条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第198号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第22、議案第199号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案及び日程第23、議案第200号公共住宅管理条例及び特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第199号及び議案第200号の2

件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第24、議案第201号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第201号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第25、議案第202号簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第202号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第26、議案第203号下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第203号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第27、議案第204号ガス供給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第204号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第28、議案第205号上水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第205号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第29、議案第206号消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第206号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第30、議案第207号学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案から、日程第32、議案第209号学習センター条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第207号から議案第209号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第33、議案第210号ポートプラザ「アクアパル」条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第210号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第34、議案第211号セミナーハウス条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第211号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第35、議案第212号B & G海洋センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第212号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第36、議案第213号レストハウス条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第213号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第37、議案第214号体育館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第214号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第38、議案第215号岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第215号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第39、議案第216号運動公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第216号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第40、議案第217号射撃場条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第217号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第41、議案第218号健康増進施設に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第218号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第42、議案第219号都市公園条例の一部を改正する条例案を

議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告のとおり、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立多数であります。よって議案第219号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第43、議案第221号農地農業用施設災害復旧事業の施行について及び日程第44、議案第222号市営土地改良事業の経費の賦課徴収についての2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第221号及び議案第222号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第45、議案第223号公の施設の指定管理者の指定についてから日程第52、議案第230号公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第223号から議案第230号までの8件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第53、議案第231号一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第231号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第54、議案第232号国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第55、議案第233号診療所運営特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第232号及び議案第233号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第56、議案第234号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第234号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第57、議案第235号介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第235号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第58、議案第236号下水道事業特別会計補正予算（第5号）から日程第61、議案第239号ガス事業会計補正予算（第4号）までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第236号から議案第239号までの4件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第62、議案第240号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第240号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（鈴木和夫君） 日程第63、議案第241号ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第241号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（鈴木和夫君） 日程第64、議案第242号公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。  
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第242号は、原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（鈴木和夫君） 日程第65、議案第243号一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第243号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第66、陳情第10号2014年度地方財政の確立に関する意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第67、陳情第11号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第68、陳情第12号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第12号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出についての陳情であります。

この陳情は、社会保障改悪プログラム法とも言われ、消費税増税と社会保障改悪を一体に推進するために医療・介護・年金・子育ての制度改悪の日程を書き込んだものであります。別々の制度である社会保障を十把一からげにして改悪の日程、段取りをあらかじめ決めて押しつけるやり方自体異例であり、国会のあり方として大問題であります。

社会保障の国の責務を国民の自助自立の環境整備と位置づけた同法は、国民に負担増と給付減を次々と迫っているのであります。来年4月からは70歳から74歳の方の医療費窓口負担を段階的に2割にアップ、再来年度からは一定所得以上の方の介護保険料を2倍にするなど、介護保険大改悪を強行する計画で、年金額の本来削減も行う構えであります。

これらの負担増と給付減が総額3兆円以上にも達します。消費税で大きな負担を強いられた上に、社会保障でも犠牲を求められる国民は踏んだり蹴ったりではありませんか。

国民の生存権を脅かし、社会保障への国の責任放棄につながる社会保障関連の改悪法は、憲法第25条の理念に真っ向から反するものであります。よって、本陳情は採択すべきであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第69、陳情第13号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書提出についての陳情及び日程第70、陳情第14号介護職員の処遇改善を求める意見書提出についての陳情の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第13号及び陳情第14号の2件は、採択することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第71、陳情第15号年金2.5%削減の中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

○5番（佐々木隆一君） 陳情第15号年金2.5%削減の中止を求める意見書提出についての陳情であります。

高齢者の命綱となっている公的年金の削減が、12月13日、10月分と11月分の振り込みから強行されました。物価下落を口実に2015年までに2.5%、1兆3,000億円減らす計画の第1弾となる1%削減であります。一例であります。月額12万円の厚生年金受給者が1%カットで、月額1,200円、年額1万4,400円減らされます。

政府はこれまでの物価下落を理由にしていますが、物価算定には税金や社会保険料の負担増などは含まれないなど、生活実態を反映したものではありません。生活苦に拍車をかけ、内需をますます冷え込ませるだけであります。

全日本年金者組合は、来月31日、全国47都道府県で一斉に不服審査請求を行う予定であります。全日本年金者組合富田委員長は、憲法第25条が保障する生存権を形骸化する安倍政権を包囲し、高齢者も若者も将来に希望を持ち、安心して暮らしていける年金制度の確立を求めていると話しています。

秋田県では、2.5%削減で150億円の減額になると推計され、地域経済及び本市経済にも大きな影響を与えるのであります。よって、本陳情は採択すべきであります。

以上です。

○議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしておりますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって陳情第15号は、不採択とすることに

決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第72、継続審査についてを議題といたします。

陳情第9号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出があります。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第73、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第9号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを上程し、提出者の説明を求めます。14番伊藤順男君。

【14番（伊藤順男君）登壇】

○14番（伊藤順男君） 議員発案第9号は、由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正についてでありまして、私から提案理由を申し上げ、発案とさせていただきます。

由利本荘市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成20年条例第48号として制定されたのが本条例であります。その政治倫理条例の一部を改正する条例案であります。地方自治法第112条及び由利本荘市議会議員政治倫理条例第5条第2項中、定数10人を1人減じて9人に改める改正案を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、議員発案第9号の提案といたします。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） これにて追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第9号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第9号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第9号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 日程第74、議員発案第9号議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第9号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休 憩

午後 2時58分 再 開

- 議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情に係る委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件を日程に追加することに決定いたしました。

- 議長（鈴木和夫君） 日程第75、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

- 議長（鈴木和夫君） 日程第76、委員会発案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてから、日程第79、委員会発案第8号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書の提出についての4件を一括議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号から委員会発案第8号までの4件は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。  
重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（鈴木和夫君） 以上をもちまして、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る12月9日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局、並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成25年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

午後 3時02分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 鈴木和夫

議員 今野英元

議員 佐々木隆一